平成２３年（フ）第２６８号
愛媛県松山市枝松５丁目２番14号　マンションふじ枝松302号
債務者　満瀬　智秀
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２８３号
愛媛県松山市喜与町２丁目３番地14　リオンドール303号
債務者　松尾　幸俊
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３０６号
愛媛県松山市星岡２丁目19番15号　株式会社青空社内
債務者　駄場元俊和
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３２０号
愛媛県松山市南江戸１丁目４番30号　サクラメントアヴェニュー506号
債務者　河田美智子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３２２号
愛媛県松山市朝生田町２丁目13番30号　ライラックⅢ東棟501号
債務者　浅井　昌志
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１１０号
福岡県飯塚市横田177番地１
債務者　石田　大介
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１１３号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈51番地１
債務者　日野　光雄
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１１４号
福岡県嘉麻市山野2174番地13、前住所福岡県飯塚市目尾504番地44
債務者　古川　慎一
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１１５号
福岡県嘉麻市山野2174番地13、前住所福岡県飯塚市目尾504番地44
債務者　古川　直美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１１９号
福岡県飯塚市西町３番31号　コーポ石川35号、前住所福岡県京都郡苅田町大字尾倉3426番地
債務者　古江　洋志
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１２４号
福岡県飯塚市鹿毛馬2255番地　中央団地県営263号
債務者　西嵜　和義
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１２５号
福岡県飯塚市鹿毛馬2255番地　中央団地県営263号
債務者　西嵜由美子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第５３号
福岡県直方市大字感田2173番地２
債務者　西山　佳代
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第６０号
福岡県三潴郡大木町大字三八松871番地１
債務者　野口　栄治
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
福岡県田川郡川崎町大字田原239番地の23
債務者　大西　和平
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第７７号
福岡県田川郡福智町金田926番地８、前住所福岡県田川郡福智町伊方2456番地２
債務者　山本　久義
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第７８号
福岡県田川郡福智町金田926番地８、前住所福岡県田川郡福智町伊方2456番地２
債務者　山本　真理
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所田川支部